

新潟市告示第 313 号

白山公園市民茶亭遊神及び白山公園燕喜館使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、白山公園市民茶亭遊神及び白山公園燕喜館の使用料徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社新潟ビルサービス  
所在地 新潟市中央区上大川前通 9 番町 1 2 6 8 - 2
- 2 徴収事務を行わせる歳入  
燕喜館等使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 （徴収・収納）事務を行わせる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで